

申し合わせ

【静岡県遊漁船業協会】

神子元島周辺海域におけるワラサ釣り遊漁

令和4年9月20日 改正

神子元島周辺海域におけるワラサ釣り（遊漁）について、漁場利用秩序維持、資源保護並びに安全操業のため、遊漁船業者間において次のとおり申し合わせを定めるものとする。

①適用区域

- 神子元島周辺海域でのワラサ釣り（遊漁）操業について適用する。
- 周年、同海域においてワラサ以外の魚種を操業してはならない。
(ただし、下田市遊漁船協議会及び南伊豆町遊漁船業組合の所属船を除く。)
(また、下田・南伊豆海域操業も同様とする。)

②操業自粛海域の再確認・徹底

平成4年頃よりワラサ釣り（遊漁）を自粛する旨決定した『申し合わせ（下田市・南伊豆町漁業協同組合【現伊豆漁業協同組合下田支所・南伊豆支所】：共同漁業権漁場の漁場利用）神子元島周辺海域におけるワラサ釣り（遊漁）について』の再確認及び徹底を図る。

③操業開始時刻（竿入）

操業開始時刻（竿入）を次のとおり定め、できる限り開始時刻より前には漁場に入らないよう努める。

期 間	開始時間
4月 1日から 9月30日まで	午前6時
10月 1日から 11月30日まで	午前6時30分
12月 1日から 2月28日まで	午前7時
3月 1日から 3月31日まで	午前6時30分

④操業終了時刻（納竿）

周年、操業終了時刻（納竿）を午後1時とし、以後の操業を禁止するとともに、資源保護を目的として、必要以上の釣りを自粛するよう釣り客の理解を求め、できるだけ早期の操業終了に努める。

なお、早あがりした場合は、伊豆地域での操業を自粛する。

⑤無線周波数について

- 神子元島周辺操業の際は、常時無線周波数27.964MHzを受信する。

⑥餌について

- 活餌は使わない。
- 残りのコマセは持ち帰ること。

⑦航行について

- 漁場内の航行は、他船の迷惑とならないように安全航行をする。
- 潮のぼりの場合は、外回りとする。
- 西から入域する場合は、横根の沖を通過する。

⑧その他

- 各船主がモラルに従い、以下の項目について実施努力する。
- 漁場環境の悪化につながるような行為は慎むように釣り客を指導する。
 - 安全操業に著しく違反をした者に対しては、所属地区代表者等が注意・指導を行う。
 - 共同でサメ駆除を実施する。